

豊川市監査公表第 3 6 号

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和 2 年 1 1 月 2 日

|         |         |
|---------|---------|
| 豊川市監査委員 | 武 田 久 計 |
| 同       | 鈴 木 篤 男 |
| 同       | 中 川 雅 之 |

## 別紙

# 財政援助団体等監査の結果に関する報告

## 1 監査の対象

### (1) 対象団体

豊川市施設管理協会（財政援助団体・公の施設の指定管理）

### (2) 所管部署

都市整備部公園緑地課

## 2 監査の範囲

### (1) 対象団体

平成31年度（令和元年度）豊川市施設管理協会会計

（平成31年4月1日～ 令和2年3月31日）

### (2) 所管部署

平成31年度（令和元年度）一般会計

（上記団体関係分）

## 3 監査の実施期間

令和2年7月10日～ 令和2年8月19日

## 4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

### (1) 対象団体

ア 財政援助の目的、内容について

イ 交付の金額、時期、方法、手続等について

ウ 対象事業等の執行について

エ 公の施設の指定管理の目的、内容について

- オ 指定管理料の支払いの時期、方法、手続等について
- カ 協定内容の履行について
- キ 会計経理、財産管理について

(2) 所管部署

- ア 財政援助の目的、内容について
- イ 交付の金額、時期、方法、手続等について
- ウ 対象事業等の執行について
- エ 公の施設の指定管理の目的、内容について
- オ 指定管理料の支払いの時期、方法、手続等について
- カ 協定内容の履行について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【豊川市施設管理協会】

(1) 総括

監査の項目については、一部に検討を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

検討事項

指定管理業務において、一部で基本協定書第3条第6項に基づく事務の取扱いが行われていない事例が見受けられた。現状の実務を鑑み、所管部署との協議の上、基本協定書の見直しを含め検討されたい。

【都市整備部公園緑地課】

(1) 総括

監査の項目については、一部に検討を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

検討事項

指定管理業務において、一部で基本協定書第3条第6項に基づく事務の取扱いが行われていない事例が見受けられた。現状の実務を鑑み、指定管理者との協議の上、基本協定書の見直しを含め検討されたい。